

千葉県私立高等学校等授業料減免制度及び入学金軽減制度について

本校では、経済的な理由により授業料等の納付が困難な場合に利用できる「授業料減免制度」及び、修学が困難な方に対して入学金の軽減が受けられる「入学金軽減制度」を設けております。

申請を希望される方は、**10月31日（月）までに必要書類を事務室に提出**してください。

就学支援金の算定基準額より、授業料減免制度の2号・3号及び入学金軽減制度に該当される方には、生徒を通して申請用紙をお渡しいたします。（本校のホームページからもダウンロードできます）

対象要件の4号・5号の申請には別途必要書類がありますので、該当される方は事務室までご連絡ください。

なお、就学支援金で月額33,000円が認定されている方は、「授業料減免制度」の対象とはなりません。

【授業料減免制度】

対象要件	減免内容
1号 生活保護を受給されている方	月額授業料の全額33,000円から就学支援金を除いた差額を免除
2号 保護者等全員の算定基準額を合計した額が175,500円未満の方	
3号 保護者等全員の選定基準額を合計した額が227,100円未満の方	月額上限20,100円から就学支援金を除いた差額を免除
4号 住宅等の建物、土地、家財等に、災害を受けた方	
5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方(家計急変)	

◎提出書類

- ・授業料減免申請意思確認書
- ・同意書（令和4年度に授業料減免を初めて受ける3年生のみ）

【(1年生対象)入学金軽減制度】

対象要件	入学金軽減額
1号 生活保護を受給されている方	150,000円 (内部進学生は80,000円)
2号 保護者等全員の算定基準額を合計した額が51,300円未満である方	

◎提出書類

- ・入学金軽減申請意思確認書